

## 議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和2年12月4日（金）

午後1時16分 開会

午後2時37分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	伊波一男
委員	山城康弘
委員	米須清正
委員	呉屋等
委員	岸本一徳

副委員長	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	知名康司
委員	桃原朗
委員	桃原功

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（6名）

総務部長 次	多和田 眞満
建設部長 次	又吉 直広
市街地整備課 市街地整備担当技幹	普天間 朝信

総務課長 総務係長	當間 大和
市街地整備課長 課	比嘉 徹
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗

○ 議会事務局職員出席者（5名）

局長	東川上 芳光
議事係長	平田 駒子
主任主事	渡嘉敷 真

課長	仲村 厚子
担当主査	大城 拓也
—	—

○ 協議案件

1. 専決事項の指定について
2. 特別委員会の設置について
3. 議員の本会議及び委員会等への出席時の服装について
4. その他

# 議会運営委員会（要旨）

令和2年12月4日（金）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後1時16分）

---

## 【協議事項】

### 専決事項の指定について

○伊波一男 委員長 本件について、去る11月13日開催の全員協議会にて、執行部より説明があったが、議会運営委員会での審査に当たり、改めて趣旨説明と要請内容を確認したい。

（執行部より配付資料を説明する）

○伊波一男 委員長 各議員の質疑を許す。

○桃原功 委員 専決事項の提案権がなぜ議会のみなのか。これまでの専決処分は市長からの提案だったのではないか。また、今回の専決処分事項の提案の金額、「5,000万円以下」の根拠について伺いたい。

○総務部次長 現在、自治法第180条第1項による専決事項は2つの事項が指定されており、今回は、3つ目として追加して指定していただきたいという依頼である。この規定は、議会の権限に属する軽易な事項を委任するものであるため、提案は議会が行うものである。内容については、十分に審議していただきたい。

○桃原功 委員 これまでに専決処分されてきた案件には瑕疵はないのか。

○総務部次長 専決処分には、自治法第179条第1項によるものと、第180条第1項によるものがあり、前者が税条例改正など、後者が損害賠償等であり既に指定されている事項である。これまでの議案等も法律に基づいている。

○桃原功 委員 これまでも第180条に類する議案があったのではないか。

○総務部次長 平成22年に損害賠償に関する事項が追加され、それ以降はこれに基づき、速やかに専決され、議会へ報告している。

○桃原功 委員 第179条の条文について資料提出いただきたい。また第180条について当局が議会に委任するという点について説明いただきたい。

○総務部次長 議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長において専決処分にすることができる、と規定され、議会が「軽易な事項」として指定すると以降、その事項については専決処分される。また、逐条解説にも記載され

ているとおりその提案権は議会にあり、市長は依頼するのみであることから、このように依頼しているところである。

○**桃原功 委員** 自治体の長が専決した場合は、報告でよいのか。

○**総務部次長** これまで同様、第 180 条第 2 項に基づき報告する。

○**桃原功 委員** 採決するのか。

○**総務部次長** 報告のみで採決はない。

○**桃原功 委員** 他市でも 5 億円以上の契約案件はあると思われるが、本市の今回の提案は、他市の上限額のように 1,000 万円、1,500 万円でなく、5,000 万円と突出している理由を伺いたい。

○**建設部次長** これまでも、建設部で 5,000 万円以上の変更契約は建築工事で多々あり、変更するたびに議会に諮っていたが、今後は規模が異なってくる。土木工事で県内でもあまり事例がないと思われる。現に西普天間で土質を「土」で見ていたのが掘ってみると「岩」が出てきて、破碎しながら処理しなければならず、工法的に変わってくるため金額が大分変わってくるという事例がある。工事内容が他市町村と異なっているため、変更額上限の設定が他市とは異なった提案となっている。

○**桃原功 委員** 西普天間の地層が特殊なのか。沖縄は概ね琉球石灰岩ではないのか。

○**建設部次長** 土質条件はほぼ一緒と思われるが、西普天間は他の地区と比べ範囲が大きいいため、変更金額も大きくなる。内容については、当初土で見ていたのが岩であったというものでありで軽易な変更として専決処分事項に指定していただきたい。

○**岸本一徳 委員** 確認だが、これまで市当局に付与されていない専決事項の権限を議会の議決を経て指定していくということによいか。

○**建設部次長** 第 179 条は緊急を要する際に専決し、後で承認を得なければならない。第 180 条は、軽易なものとして専決することを委任していただき、後で報告するという違いがあることをご理解いただきたい。

○**岸本一徳 委員** 条例を触るのか。又、有効期限を定めることはできるのか。

○**総務部次長** 専決事項の指定として議決された事項を追加する。期限を設けることは難しい。今回追加した事項が必要なくなった場合は改めて議決が必要である。

○**岸本一徳 委員** 議会が改めて変更を提案するのか。

○**総務部次長** 変更する権限も議会にある。

○**建設部次長** 今回、契約額 5 億円の工事を想定しその 1 割として 5,000 万円という金額を示し、依頼させていただいたが、金額は議会で審議していただければと考える。

○**桃原功 委員** 金額について自信をもって提案し、その理由を説明していただきたい。提案した当局としても高いと感じる面があるのか。

○**建設部次長** 今回は、西普天間の事例を示して上限額を提示した。指定した上限額は

この先、取り消さない限り生きるものである。西普天間に限らず変更契約の効率化が図られ、建設行政にメリットがある。提案権が市当局にないため、上限額は議会にて審議していただきたいとの発言であった。

○知名康司 委員 資料に専決処分事項は「重要な変更でないこと」とあるが、それは、議会側で判断するのか。

○建設部次長 重要であるかどうかを市当局が判断する場合、範囲が曖昧になり議会軽視とも捉えられかねない。「重要な変更でないこと」という文言は今回削除したい。

○知名康司 委員 議会が「重要な変更である」と判断した場合、どうなるか。

○建設部次長 一旦、議決いただいた契約について、変更があった場合、その変更契約の上限額のみで「軽易なもの」を指定していただきたいという趣旨である。

○知名康司 委員 専決する変更契約の案件は頻繁に出てくる見込みか。

○市街地整備課長 発注後、工事の進捗の中で数量の増減が多々あり、変更となる場合がある。1億5,000万円未満の工事の場合契約額の3割を変更してよいとされ、それ以外は別途契約するという決まりがある。変更の内容が軽易であっても議会にかけなければならず、速やかに執行していくため提案しているところである。

○建設部次長 資料の2. ①「重要な変更でないこと」については削除したい。

○伊波一男 委員長 他に質疑がなければ説明聴取を終わり、説明員は退室願いたい。

(説明員は退室する)

○伊波一男 委員長 専決処分事項の項目として、配付する文案に沿って契約価格の百分の十以内、5,000万円以下という事項について各委員持ち帰り検討していただきたい。検討結果については、12月9日までに事務局へ報告していただき、10日の議会運営委員会で集約結果内容の協議を行いたい。事務局より文案を説明願いたい。

○議会事務局 先ほどの当局説明にて、「重要な変更でない」という文言は削除されているため、「案1」について検討していただきたい。

○桃原功 委員 配付されたスケジュールのうち、案を確定するのはいつか。

○議会事務局 12月15日としており、協議がもう少し必要であれば、予備日として12月18日を予定している。その後23日の本会議へ上程する。

○桃原功 委員 これは、議案となるのか。

○議会事務局 追加議案として上程する。

○呉屋等 委員 各会派の意見が割れた場合どのように調整するか。

○議会事務局 事前に議会事務局で集約内容をまとめ提示する。

○伊波一男 委員長 集約結果の一覧表を提示の上、議会運営委員会で協議を行い、まとまらなければ再度、会派持ち帰り調整、という流れで協議を行ってまいりたい。まとまらない場合は、前へは進まない結果になる。それでよいか含めて各会派で検討し

ていただきたい。

---

### 【協議事項】

#### 特別委員会の設置について

- 伊波一男 委員長 設置の可否について各会派の意見を確認したい。
- 桃原朗 委員 設置する。
- 桃原功 委員 設置することに異議はないが、常任委員会との所管の線引きに疑義があり、調整中である。
- 米須清正 委員 設置する。
- 知念秀明 委員 設置する。
- 岸本一徳 委員 設置する。
- 知名康司 委員 設置する。
- 呉屋等 委員 桃原功委員から疑義が呈された件は、前回配付した資料で説明したとおり執行部より上程される議案は従来どおり常任委員会で審議する提案である。
- 桃原功 委員 コロナ特別委員会の役割はどうなるのか。
- 呉屋等 委員 情報があまり伝わらない中で誹謗中傷もある状況のため現状を把握すること、また、担当部署より説明を徴取し施策の検証を行い、今後の経済対策等を議論し、最終的には全員協議会に諮り市に提案する。イメージとしては議案に上がっていない部分の調査や検証を特別委員会の役割とし、議案については今までどおり各常任委員会で審査することを提案したい。
- 桃原功 委員 他市の設置例があれば資料をいただきたい。
- 議会事務局長 県内は石垣市のみが設置している状況である。
- 呉屋等 委員 石垣市は、5月に設置され、全議員が委員となり、小委員会を分けている方法だが、本市議会では、小回りが利く10人の委員を提案したい。
- 岸本一徳 委員 委員会の名称は検討しているのか。
- 呉屋等 委員 「新型コロナウイルス等感染症対策調査特別委員会」と提案している。
- 伊波一男 委員 設置については、次回12月10日の委員会で改めて確認いたしたい。

---

### 【協議事項】

#### 議員の本会議及び委員会等への出席時の服装について

- 伊波一男 委員長 前回の委員会で具体的にどのような服装に問題があるのか、副議長へ確認頂きたい旨の意見があった。事務局長が確認した内容を説明させたい。

○議会事務局 靴についての指摘で、具体的には「スニーカー」での議場及び委員会への出席についてであった。議場及び委員会の場は正装となっていることから改めてはとの意見であった。申し合わせ事項に明記することで、明確に注意しやすいのではとのことである。

○知名康司 委員 前回配付の県内市議会の服装に関する調査では、運動靴を認めない旨の記載があるが、それを本市議会も記載してはどうか。

○山城康弘 委員 運動靴、スニーカーの範囲が曖昧であるため、革靴としてはどうか。

○知名康司 委員 誰かが注意するためにも申し合わせに記載した方がよい。

○米須清正 委員 革靴を明記した方がよい。

○知念秀明 委員 ビジネスや正装の革靴としてはどうか。

○岸本一徳 委員 これまで先輩議員が注意してきた流れと思うが、全議員合意できればよい。普通でよいのではないか。

○桃原功 委員 会派では、これまで乱れた服装の議員がいると感じたことはなく、制約は設けない方がよいという意見となった。

○伊波一男 委員 全会一致をみないため、従来どおりとする。

#### 【協議結果】

議員の本会議及び委員会等への出席時の服装について、申し合わせへの追加は特に行わない。

---

○伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後 2 時 37 分）